



医師の働き方改革と地域医療提供体制の 両立に向けた神奈川県の取組について

令和5年11月1日

健康医療局保健医療部医療課

1 働き方改革の進捗について

救急医療機関における宿日直許可の取得状況

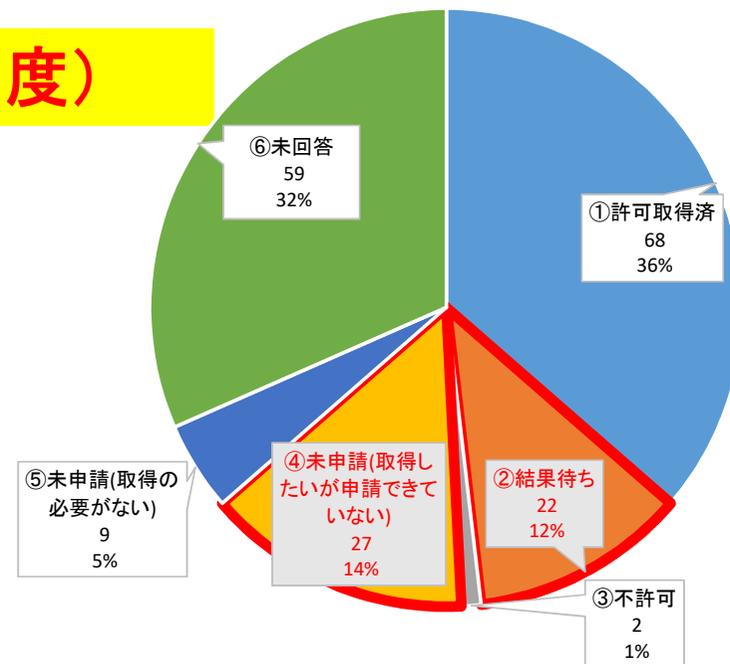
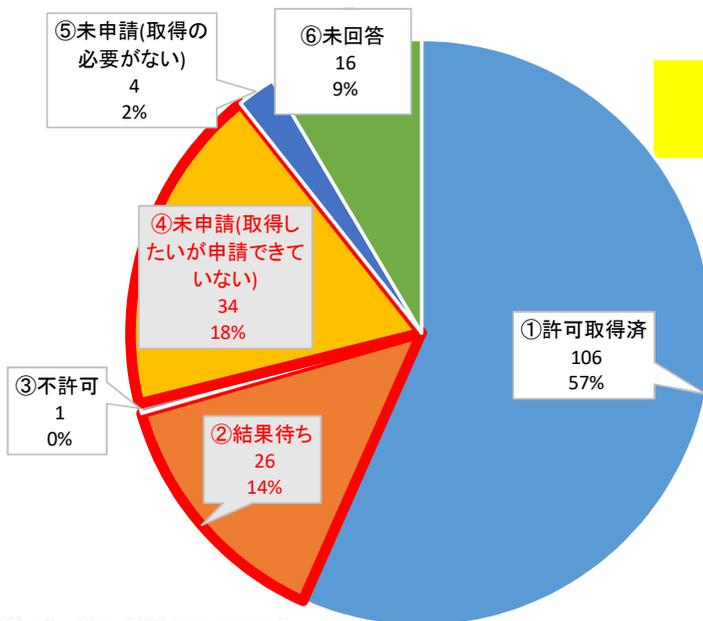
救急医療機関187病院のうち、

宿日直許可（宿直）を取得済の病院は**5.7割程度**

宿日直許可（日直）を取得済の病院は**3.6割程度**（webフォームによるアンケート調査による：10/14時点回答）

宿日直許可（宿直）の取得・申請状況（n=187病院）

宿日直許可（日直）の取得・申請状況（n=187病院）



(10月度)

都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和5年10月23日現在

都道府県名	申込件数	都道府県名	申込件数
北海道	21	滋賀県	7
青森県	6	京都府	13
岩手県	5	大阪府	35
宮城県	11	兵庫県	22
秋田県	2	奈良県	4
山形県	3	和歌山県	2
福島県	9	鳥取県	2
茨城県	4	島根県	2
栃木県	8	岡山県	5
群馬県	4	広島県	9
埼玉県	25	山口県	3
千葉県	26	徳島県	3
東京都	51	香川県	2
神奈川県	33	愛媛県	2
新潟県	4	高知県	5
富山県	2	福岡県	28
石川県	3	佐賀県	3
福井県	2	長崎県	2
山梨県	2	熊本県	3
長野県	8	大分県	4
岐阜県	14	宮崎県	3
静岡県	15	鹿児島県	7
愛知県	27	沖縄県	14
三重県	6		
合計	471		

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

■ 10月23日までの評価センター受審申込件数は、全国で471件のうち、神奈川県内の受審申込件数は33件

※県内の救急医療機関187病院のうち、特例水準の申請を予定しているのは35病院（今後変動する可能性あり）
（10月webフォームアンケート結果（10/14ㄨ）より）

■ 8/31ㄨ

1件の申請について医療審議会（10/20）で意見聴取済
⇒ 11月中に指定通知を当該病院へ発出予定

■ 10/31ㄨ

- ・ 県への申請：4件（10/27時点）
- ・ 評価センターの評価結果受領：1件（①は除く）
（審議会への意見聴取時期を調整中）

県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)の積極的利用について

厚生労働省神奈川労働局委託「医療勤務環境改善事業」

いよいよ2024(令和6)年4月から、医師の時間外労働の上乗率が運用開始となります。

医療機関の皆様、勤務環境改善についてお困りことはありませんか？

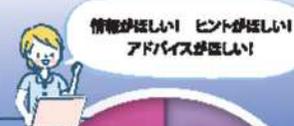
神奈川県

**相談
無料**

医療勤務環境改善支援センター
医療勤務管理相談コーナー

まずは専門家アドバイザーに相談!!

医師・看護師等の残業防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、医療勤務管理アドバイザー(医療業界に強い社会保険労務士等)を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。



無料個別訪問

悩める医療従事者の
手助けになります

支援業務内容

- 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別訪問・相談対応等
 - 勤務環境改善に関する研修会・セミナー開催支援
- 希望日に専門家が訪問し、課題解決に向けた支援を行います。

ご質問・お問い合わせはお気軽にどうぞ!

神奈川県医療勤務管理相談コーナー
(平日9:00~17:00 土日祝日も除く)
TEL:045-326-6947 FAX:045-326-6967

T:045-0015 神奈川労働局委託
県上野5-40 神奈川労働センタービル12階

kanagawa@task-iryō.com

ホームページからお問い合わせもご利用ください!

ホームページURL: <https://task-iryō.com/kanagawa/>



◆ 10月下旬頃～

⇒ 勤改センターの労務管理相談コーナー(※)より、県内医療機関へ電話でセンターの利用意向や働き方改革全般の課題に関して、聞き取りを実施させていただいております。

※ 労務管理相談コーナー

神奈川労働局の委託を受けた、(株)タスクールPlusが運営。

⇒ 併せて、令和6年4月に向けて、医療機関で取り組むことが推奨される事項について、チェックシートを送付していますので、適宜ご確認ください。

医師の働き方改革推進会議サポートプロジェクトについて

◆ 医師の働き方改革推進会議について

医師が自身の働き方を振り返りつつ、様々な世代・診療科の医師や医療関係職種との職員と現場の状況や課題を共有し、医師の働き方改革について、それぞれの医療機関で意見交換する会議

◆ サポートプロジェクトについて

それぞれの医療機関の医師の働き方改革推進会議における以下の業務を本事業事務局が無料で行います。

- ・ 会議の企画・立案
- ・ 会議への司会者（ファシリテーター）派遣
- ・ 会場設営 等

◆ URL

<https://iryou-hatarakikata-suishin.mhlw.go.jp/>

厚生労働省

医師の働き方改革推進会議

サポートプロジェクト

2024年4月から医師の時間外・休日労働の上限規制が始まります。

医師の働き方改革推進会議とは？
「医師の働き方改革推進会議」は、医師が自身の立場を振り返りつつ、様々な世代・診療科の医師やその他の職種の職員と現場の状況や課題を共有し、医師の働き方改革について、それぞれの医療機関で意見を交換する会議です。

本プロジェクトの内容

医師の働き方改革推進会議の開催サポートを**完全無料**で行います。

- 企画立案支援**
意見交換会の開催や当日のプログラムなどの企画立案を支援
- 司会者派遣**
医師の働き方改革制度に精通した意見交換会司会者（ファシリテーター）を派遣
- 会場準備支援**
オフラインでの会場設営やオンライン会議システム、設定の支援
- 資料の準備支援**
参加者の事前学習ツールの提供や当日の資料作成の支援

etc

支援に関するお申し込み / 詳しくはホームページをご確認ください。

<https://iryou-hatarakikata-suishin.mhlw.go.jp>

お問合せ先 医師の働き方改革推進会議サポートプロジェクト開催事務局（厚生労働省委託事業実施機関）
Mail: iryou-hatarakikata-suishin@signalinc.co.jp

(参考) 副業・兼業先の把握について

Q 1 所属医師が、当医療機関に申告せず他の医療機関で副業・兼業を行っていたことが発覚した場合、当医療機関はどのような対応したら良いでしょうか。（厚労省FAQ、厚労省及び労働局への聞き取り）

A

◆医療機関の管理者は、当該医師が健康に働くことができる環境を整備するという趣旨からも、**所属医師からの自己申告等に基づき**、副業・兼業先での労働時間を把握する必要があります。

◆そのために、**事前に副業・兼業先に関する規定を設ける等により自己申告等のルールや手続きを明確化し**、適切な労働時間の把握を徹底するよう対応する必要があります。

⇒ 必要に応じて副業・兼業先にも協力を求めることが推奨されます。

◆その上で、副業・兼業していること自体も申告しない場合は、**労働時間の通算は要せず、960時間又は1860時間を超えていないように管理していれば足ります。**

⇒ また、当該医師が副業・兼業していることは申告しているが、副業・兼業先病院における時間外・休日労働時間を主たる勤務先に正しく申告できていなかった場合には、当該医師の申告等により把握した労働時間により通算した時間が960時間ないし1860時間を超えないように管理していれば足ります。

Q 2 主たる勤務先で自己申告等のルールや手続きを設定していなかった場合に、医師が副業・兼業について申告しておらず、上限時間を超過しており、何らかの方法で判明した場合は主たる勤務先に対して、指導や罰則が課せられることはあるのか。（厚労省への聞き取り）

A そのようなケースであれば、**適切な自己申告を可能とするルール作りについて指導対象となることが考えられます。**

Q 3 当該医師からの自己申告により、960時間または1860時間を超えることが判明した場合に主たる勤務先と副業・兼業先のどちらに責があるのか。（厚労省及び労働局への聞き取り）

A 上限時間を超えることが判明した後に時間外・休日労働をさせた場合、当該時間外・休日労働をさせた医療機関に法違反が成立することになります。

（当該医師個人の通算した時間外・休日労働時間が、主たる勤務先の36協定の起算日から1年間において上限時間を超えていれば主たる勤務先に責があり、副業・兼業先の36協定の起算日から1年間において上限時間を超えていれば副業・兼業先に責があることになります。）

Q 4 非常勤医師を雇用するにあたり、主たる勤務先における36協定の内容や勤務状況について、事前に把握することが求められるのか。（厚労省及び労働局への聞き取り）

A

- ◆通常、医師の副業・兼業については、主たる勤務先において、法違反が発生しないための取組（管理モデルの導入による上限のとりきめ、勤務シフトの作成など）を行うことが想定されているものと承知しています。
- ◆しかしながら、管理モデルの導入などは常に行われるわけではありません。
- ◆その場合は、副業・兼業先においても、主たる勤務先における労働時間について自己申告を受けて、当該労働時間数を踏まえて、医師個人の時間外・休日労働時間の上限を超過しないよう労務管理を行う必要があります。
- ◆なお、主たる勤務先の36協定を把握する必要はありませんが、**主たる勤務先において当該医師がどの水準の適用を受けるのかを把握する必要があります。**

2 県民への普及啓発について

普及啓発取組 1 基本的な情報の周知

想定実施時期：令和5年度中

令和5年度第1回 都道府県担当課長会議 (R5.5/29) 資料抜粋

医師の働き方改革普及啓発事業

令和4年度第二次補正予算額 1.5億円 (-) ※ (-)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、管理者に対する研修会は令和元年度から実施している。しかし、勤務医に対する時間外労働の上限規制が、2024年4月から適用開始になるところ、医療界から、国民・市民が時間外労働の上限規制が適用開始となることを知っておらず、協力を得る必要があるとの指摘があることから、広く制度の周知を行うことを目的とする。

2 事業の概要

○令和4年度単年度事業として、以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

- ・インターネット上の動画放映
- ・普及啓発用ポスター等の作成 等

3 事業スキーム・実施主体等

動画・ポスター等の作成

- ・コンテンツは、国民・市民にも分かりやすく工夫したものとする。

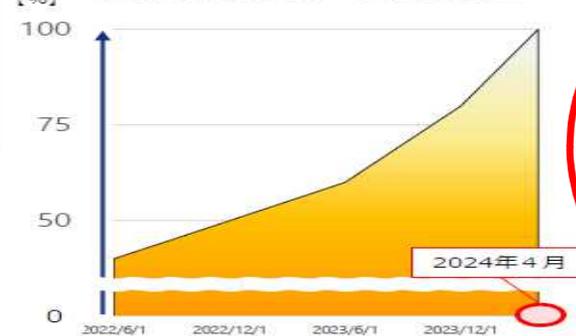
医師の働き方改革



<実施主体等>

- ・学術団体等（公募により選定）

医師の働き方改革 国民認知度



ポスター公開

- ・医療機関等における医師の働き方改革制度ポスターの設置。

勤務環境改善



動画等の公開

- ・メディアタイアップとした周知広告の設定
- ・周知動画はインターネット等で公開。



国民・市民

10

国作成のポスター・動画を活用し、広く県民に対して普及啓発を図ります。あわせて、県ホームページに医師の働き方改革ポータルサイトを開設しま

国の普及啓発について

- 国からはポスター（B2・A3）、パンフレット、リーフレットを **11月末発送開始予定** とのこと。
- 内容は、制度開始の周知、時間内受診、タスクシフト・シェア、複数主治医制度などを予定。
- 各病院への配送について厚生労働省から直送予定
- 国のポータルサイトからポスター等のデータのダウンロードも可能になる予定

普及啓発取組 2 ターゲット層に応じた 県独自の啓発（イメージ）

想定実施時期：令和5年度中

- 県広報媒体、動画等を活用し、医師の働き方改革について県民へ普及啓発を実施する。
- 県ホームページに医師の働き方改革ポータルサイトを開設予定（12月予定）
- 「医師の健康を守る、医療を守る」といった制度の趣旨を伝えたくうえで、対象・メッセージを特定するなどより効果的な広報を実施してまいります。
- 他に知事と関係団体との共同メッセージの発信等も検討しています。
- また、市町村等と連携して普及啓発を実施してまいります。